

市第65号議案 横浜市寿町健康福祉交流センター条例の一部改正  
市第66号議案 横浜市総合リハビリテーションセンター条例の一部改正  
市第71号議案 横浜市スポーツ医科学センター条例の一部改正 について

## 1 趣旨

次の3つの条例に規定する各施設の利用料金について、平成31年10月1日から消費税及び地方消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、消費税及び地方消費税相当分に関する規定を改正します。

### 【改正する条例】

- ①横浜市寿町健康福祉交流センター条例（平成29年10月横浜市条例第32号）
- ②横浜市総合リハビリテーションセンター条例（昭和62年3月横浜市条例第16号）
- ③横浜市スポーツ医科学センター条例（平成9年10月横浜市条例第59号）

## 2 改正内容

各条例の診療所等の利用料金における規定のただし書中、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課されない診療以外の診療を受ける時の利用料金について、「1.08」の表記を「1.1」に改めます。

## 3 施行期日

平成31年10月1日

## 4 経過措置

当該改正は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金は、従前の例によります。

裏面あり
------

新旧対照表（横浜市総合リハビリテーションセンター条例）

現 行	改 正 案
<p>横浜市総合リハビリテーションセンター条例 昭和 62 年 3 月 25 日横浜市条例第 16 号</p> <p>第1条～第 8 条 省略</p> <p>第 9 条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げる額その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。</p> <p>(1) (2) 省略</p> <p>(3) 診療所を利用する場合は、次に掲げる額を合算して得た額</p> <p>ア 一般診療(イからオまでに掲げる診療以外の診療をいう。以下同じ。)を受ける場合は、次に掲げる算定方法又は基準(以下「算定方法等」という。)により算定した額。ただし、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 6 条第 1 項の規定により消費税を課されない一般診療以外の一般診療を受けるときは、当該算定した額に <u>1.08</u> を乗じて得た額(10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p> <p>(ア)以降省略</p>	<p>横浜市総合リハビリテーションセンター条例 昭和 62 年 3 月 25 日横浜市条例第 16 号</p> <p>第1条～第 8 条 省略</p> <p>第 9 条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げる額その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。</p> <p>(1) (2) 省略</p> <p>(3) 診療所を利用する場合は、次に掲げる額を合算して得た額</p> <p>ア 一般診療(イからオまでに掲げる診療以外の診療をいう。以下同じ。)を受ける場合は、次に掲げる算定方法又は基準(以下「算定方法等」という。)により算定した額。ただし、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 6 条第 1 項の規定により消費税を課されない一般診療以外の一般診療を受けるときは、当該算定した額に <u>1.1</u> を乗じて得た額(10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p> <p>(ア)以降省略</p>

## 新旧対照表（横浜市スポーツ医科学センター条例）

現 行	改 正 案
<p>横浜市スポーツ医科学センター条例 平成9年10月3日横浜市条例第59号</p> <p>(利用料金)</p> <p>第14条 利用者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。ただし、診療所において診療を受ける場合の利用料金は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 一般診療(次号から第5号までに掲げる診療以外の診療をいう。以下同じ。)を受けるときは、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法(以下「算定方法」という。)により算定した額。ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課されない一般診療以外の一般診療を受けるときは、当該算定した額に <u>1.08</u> を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p> <p>(第2号から第6号及び第3項省略)</p>	<p>横浜市スポーツ医科学センター条例 平成9年10月3日横浜市条例第59号</p> <p>(利用料金)</p> <p>第14条 利用者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。ただし、診療所において診療を受ける場合の利用料金は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 一般診療(次号から第5号までに掲げる診療以外の診療をいう。以下同じ。)を受けるときは、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法(以下「算定方法」という。)により算定した額。ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課されない一般診療以外の一般診療を受けるときは、当該算定した額に <u>1.1</u> を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p> <p>(第2号から第6号及び第3項省略)</p>

